自家発電設備地下貯蔵タンク点検
（蹴上浄水場）

仕　様　書

京　都　市　上　下　水　道　局

建設リサイクル法	
□ 適用	☑適用外

1　総則

(1) 疑義

本特記仕様書、費用内訳書及び添付図面（以下「仕様書等」という。）に明示されていない事項があるときは、発注者及び受注者が協議してこれを定める。

(2) 法令などの遵守

受注者は、作業の履行に当たり、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本作業に関係するその他の法規を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。

(3) 単位

使用する単位は、国際単位系(SI)を標準とする。

(4) 受注者の負担

仕様書等に定めるほか、次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

ア　作業に必要な工具、測定機器類及び軽微な部品に要する費用

イ　1(12)項に必要な費用

ウ　各種の試験及び検査に必要な費用

エ　発注者の施設、第三者などに損害を与えた場合の原形に復旧する費用及び補償

オ　官公署などに対する届出などの手続に必要な費用

カ　その他仕様書等に明記されていない事項でも当然必要な費用

(5) 官公署への手続の代行

受注者は、作業の履行に当たり、関係官公署及び地区電気事業者などへ届出などを必要とするものについて代行すること。

(6) 作業の中止

次の場合、発注者は作業の一部又は全部について、中止を命ずることがある。この場合、受注者にその責任があるときは、損害が生じても発注者は補償しない。

ア　受注者が発注者の指示に従わないとき。

イ　受注者に作業遂行の能力がないと発注者が判断したとき。

ウ　その他必要が生じたとき。

(7) 仕様変更

発注者は、必要がある場合、仕様変更を行う。

(8) 提出書類

完了時

受注者は、本作業終了後速やかに、次の書類を局職員の指示に従い作成し、提出すること。

(ｱ) 完成通知書　2部

(ｲ) 産業廃棄物関連書類（対象となる場合）　1部

(9) 水及び電力

作業に必要な水及び電力は、発注者が支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は局職員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

(10) 就業時間

就業時間は、本市の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで。以下「休日」という。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（午後 0 時から午後 1 時までを除く） とする。ただし、作業の進行上、やむを得ずこの時間外に就業を必要とする場合は、あらかじめ局職員に願い出て承諾を受けること。

(11) 承諾又は立会いを受ける事項

受注者は、次の各号については全て、事前に局職員に報告すること。局職員が必要と判断した場合は、協議したうえで承諾又は立会いを受けること。

ア　作業計画に関すること。

イ　材料置場、作業員休憩場所などの位置に関すること。

ウ　作業に関連する第三者との協議に関すること。
エ　作業上支障となるものの処置に関すること。

(12) 保護養生

受注者は、作業の履行に当たり、既設施設を汚損又はこれらに損傷を与えるおそれがあるときは、適切な保護養生を行うこと。

(13) 安全衛生管理など

受注者は、作業の履行に当たり、労働環境の安全衛生及び災害防止などについて、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

ア　労働基準法、労働安全衛生法などの関係法規に基づき、危険防止設備などを設け、安全衛生管理を十分に行うこと。
イ　施設、仮設物などには適切な保安措置を行い、火災、その他災害の防止に留意すること。
ウ　作業中は、必要に応じ、専任の要員を配置し、現場内の巡視、整理清掃を行うこと。特に、歩行者の安全対策については、指示事項を遵守し、安全確保に努めること。
エ　疏水施設、浄水場、配水場、加圧施設 及びそれらの付近で就業する場合、衛生の保持に努め、不潔な行為をしてはならない。
オ　発注者は、必要に応じて、業務に従事するものの検便検査結果、その他の衛生検査結果の提出を求めることがある。
カ　法規に定められていない事項についても、局職員が必要と認めて指示する場合は実施すること。

(14) 公害防止

受注者は、作業の履行に当たって、公害関係法規（大気汚染防止法、騒音規制法、水質汚濁防止法、振動規制法、悪臭防止法等）を遵守し、公害防止の措置を講ずること。

なお、法規に定められていない事項についても、騒音振動、悪臭などの公害の発生の防止に努め、局職員が必要と認めて指示する場合は、公害防止の措置を講ずること。

(15) 応急措置

天災などの異常事態が生じたとき又は予想されるときは、発注者は、応急措置を命ずることがある。この場合、受注者は、速やかにこれに応じること。

(16) 測定

ア　受注者は、仕様書等に従い測定を行うときは、校正有効期限内の測定機器を用い、測定機器名、測定者、校正有効期限及び測定を行った日付等を併せて報告すること。
イ　受注者は、局職員の指示があった場合、測定機器について国家標準につながる校正を行ったことを示す証明書を報告書に添付すること。

(17) 支給材料の取扱い

発注者から支給する材料は、仕様書等に定められたとおり使用しなければならない。

なお、支給品は受注者の責任において管理し、管理不十分のため使用不能となった場合には、受注者の負担とする。

(18) 材料の規格

使用材料は、全て、日本産業規格（JIS） 、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）などに適合しなければならない。ただし、規格にないものは、市場品中等以上のもので、局職員の承諾を受けること。

(19) 契約不適合責任

ア　完成検査合格後、一年以内に天災その他不可避的な事故によらないで、整備目的物に欠陥・不備が発見されたときは、発注者が指定する期間内に、受注者の負担において補修を行なわなければならない。

なお、当該箇所は補修後検査を受け、更に検査合格後一年の保証を行わなければならない。

イ　受注者が前項に規定する義務を履行しないときは、発注者は受注者の負担において、第三者にこれを履行させることができる。

(20) 資材・労務等の調達

本作業に当たり、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

2　作業概要

本作業は「消防法 第１４条　３の２」に基づき、蹴上浄水場に設置している自家発電設備の燃料地下貯蔵タンク及び燃料埋設配管の定期点検を行うものである。

3　作業場所

京都市東山区粟田口華頂町３番地　　蹴上浄水場

4　完成期限

令和９年１月２９日　とする。

5　機器仕様

（１）ガスタービンエンジン

機　関　形　式	: M1A-03
機　関　様　式	: 単純開放サイクル１軸式
構　　造	: 遠心２段
機　関　番　号	: KHI-52760
定　格　出　力	: 2,000PS （15 ℃）・1,860PS（40 ℃）
回　転　速　度	: タービン主軸　　22,000 rpm
減　速　装　置	: 出力軸 1,800 rpm　　1 段遊星歯車減速機
起 動 電 動 機	: DC60V　40kW×2
燃 料 制 御 装 置	: 電気油圧式
使　用　燃　料	: A 重油（JIS K 2205 1 種）
製　造　者　名	: 川崎重工業（株）
設　置　年　月	: 1992 年（平成４年）11 月
台　　数	: １基

（２）燃料地下貯蔵タンク

形　　状	: 横置円筒形
形　状　寸　法	: 内径 1,800mm　胴長 6,000 mm
有　効　容　量	: 15,000 L
材 質 ・ 板 厚	: SS-400（軟鋼板）　胴板 9 mm　鏡板 9 mm
製　造　者　名	: 川崎重工業（株）
設　置　年　月	: 1993 年（平成５年）４月
設　置　台　数	: 1 基

6　整備内容

（１）　点検範囲

燃料地下貯蔵タンク及び燃料埋設配管耐圧試験

（２）　点検方法

燃料地下貯蔵タンク及び燃料埋設配管の漏えいの有無については「危険物の規制に関する技術上の細目を定める告示」で定める方法により行う。ただし、気相部、液相部ともに直径 0.3 ミリメートル以下の開口部は、加圧法以外の方法で当核開口部からの危険物の漏れを検知できる精度で行う点検方法により行うこと。

（３）　使用する気体は、窒素ガスとし 2kPa 以上の圧力で行い加圧時間は、30 分以上（気相部）液相部については、液相リークテストを行うこと。

（４）　漏洩検知管内にたまり水があれば、たまり水の抜き取りを行うこと。

7　必要書類

定期点検作業完了後、測定成績書及び判定等の報告書を２部提出のこと。

8　その他

（１）　分解点検整備の作業日時、作業時間等について監督員と十分打合せを行い、監督員の決定に従うこと。

（２）　点検内容を明記していない個所についても必要なところは全て点検すること。

（３）　本作業に要する工具類及び測定機器は、受注者が用意すること。

（４）　記録写真については、作業前、作業中、作業後を撮影すること。

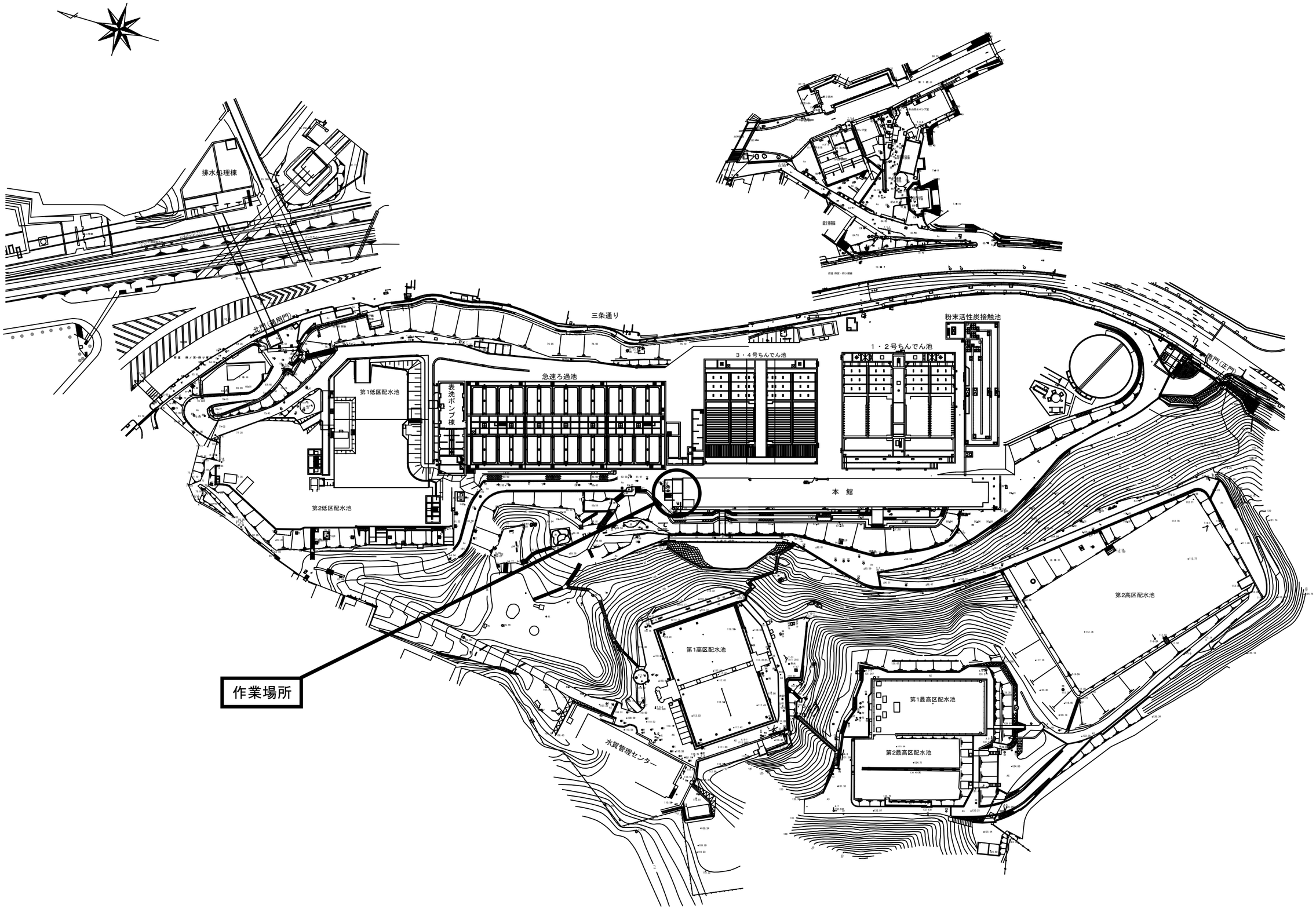
（５）　作業に当たり、ヘルメット（社名入り)、安全靴、腕章、名札等を着用すること。

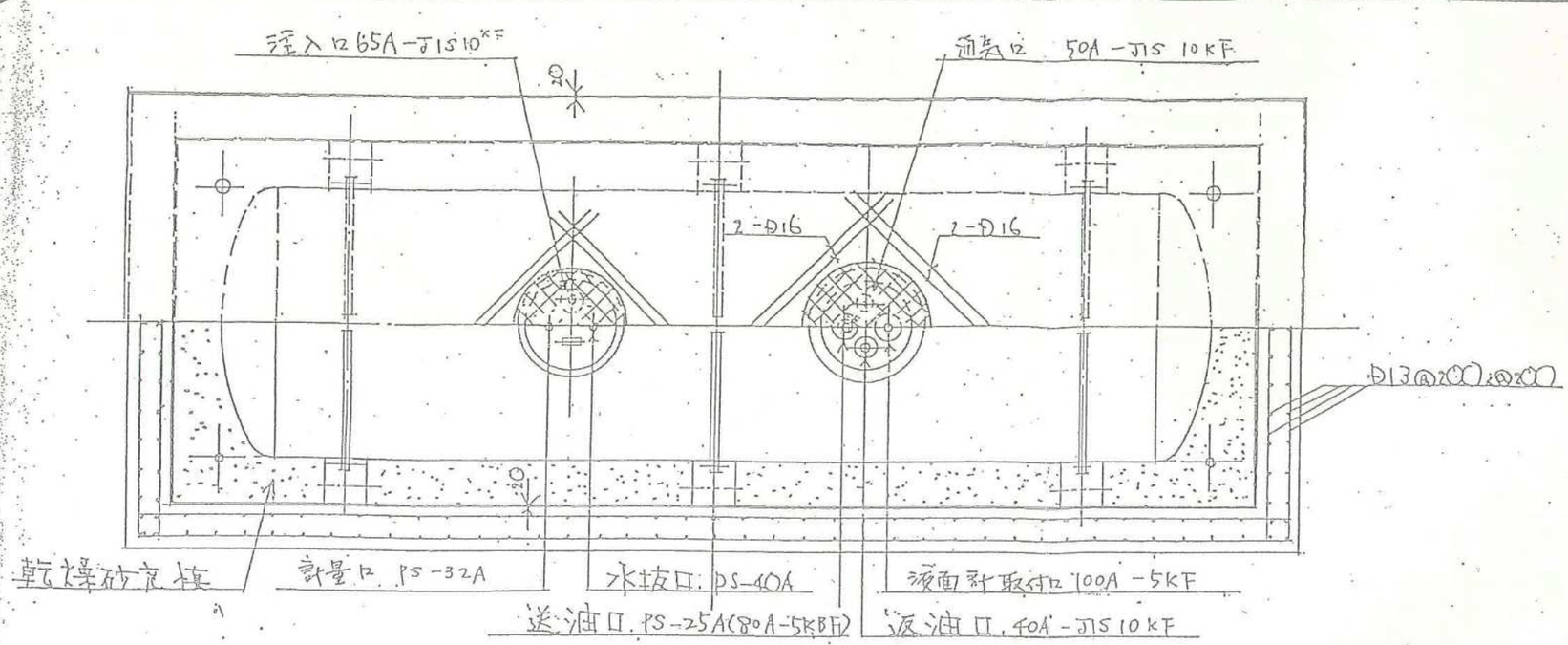
（６）　交換部品、塗料、消耗品、その他、雑材料については全て受注者の負担とし監督員の承諾を得て取り替えること。

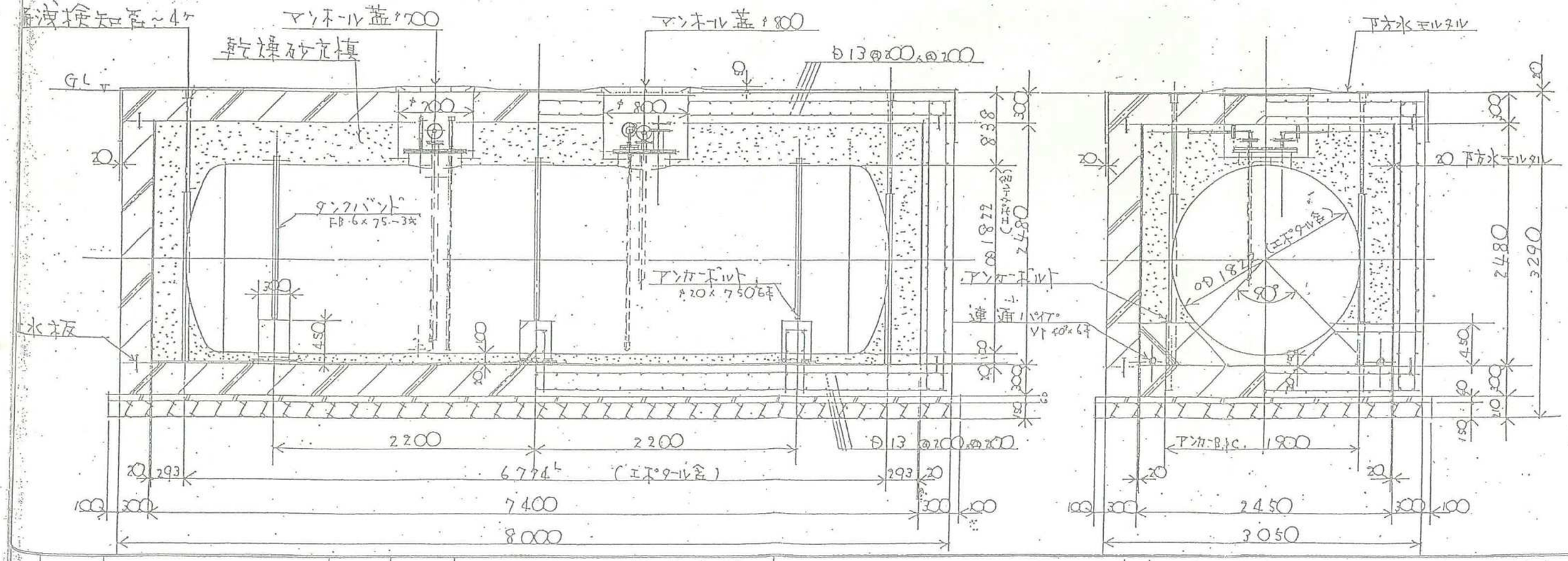
（７）　作業中、必要に応じて局職員が検査を行う。

（８）　作業完了後は、現場の清掃を十分に行うこと。

位 置 図


排水処理棟
北門（通用門）
三条通り
粉末活性炭接触池
１・２号ちんでん池
３・４号ちんでん池
急速ろ過池
第1低区配水池
表洗ポンプ棟
正門（正門）
本　館
第2低区配水池
第1高区配水池
第2高区配水池
第1最高区配水池
第2最高区配水池
水質管理センター
作業場所


注入口 65A-JIS10KF
通気口 50A-JIS 10KF
2-D16
2-D16
D13@200,@200
乾燥砂充填
計量口 PS-32A
水抜口 PS-40A
液面計取付口 100A-5KF
送油口 PS-25A(80A-5KBF)
返油口 40A-JIS 10KF


漏洩検知管~4ヶ
マンホール蓋 φ700
マンホール蓋 φ800
乾燥砂充填
D13@200,@200
GL
φ700
φ800
タンクバンド
FB-6×75-3ヶ
アンカーボルト
φ20×750L4ヶ
水抜
838
678
(エポタール含)
アンカーボルト
連通パイプ
ソケット40A×6ヶ
2200
2200
D13@200,@200
293
293
6794
(エポタール含)
7400
8000
下方水モルタル
φ1820
(エポタール含)
90°
2480
3290
450
150
アンカーB.C. 1900
2450
3050

| | | |